

令和5年9月定例会

総務厚生・産業建設文教委員会

委員長報告

【総務厚生委員長報告】

総務厚生委員会における審査の結果と経過の概要をご報告いたします。

今回、本委員会に付託を受けました案件は、議案9件であります。

審査の結果は、いずれも異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、議案第67号「平戸市職員定数条例の一部改正について」及び議案第68号「平戸市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」に関し、交通船事業において人的に余裕がないため、育児休暇が取りにくく、また、突発的な長期休暇の場合に他の職員への負担がかかることから、船員の定数を8名から2名増員し、職場環境の改善を図るとともに、今回、新たに航海手当を新設するなど、特殊勤務手当の改正により船員の処遇改善を図るものであるとの説明がありました。

これに対し、島民の足でもある交通船を安全かつ安定的に運航する観点からも、船員の確保及び処遇改善は重要な課題であることから、船員の給与面などの処遇改善はもちろんのこと、乗客の生命を守る立場の船長や機関長の給料についてはもっと上げていいのではないかとこの意見がありました。また、交通船事業の所管が総務課に移ってから、船員とのコミュニケーションが不足しているように感じるため、以前のように大島支所に移管することも検討すべきではないかとこの意見に対し、交通船の安全かつ安定的な運航と船員確保は重要課題と認識しており、内部で十分協議をしていきたいとの答弁がありました。

次に、議案第73号「令和5年度平戸市一般会計補正予算（第5号）」中、総務課所管の「水道未普及地域解消事業」について、本事業は、平戸市水道事業が定める上水道の給水区域でない「水道未普及地域」である大山高部地区^{たかべ}の飲料水等を確保し、生活環境及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした事業で、対象となる3世帯で構成する管理組合が実施する飲料水等供給施設の設置工事に対し補助を行うとの説明が

ありました。

この説明を受け、本事業の補助対象や今後の維持管理など、補助要綱を示したうえで詳しい説明が必要であるとの意見に対し、本事業は、水道未普及地域において、2戸以上の受益者世帯で構成する管理組合が、飲料水等の供給施設の「新設」、「更新」、または「災害復旧」を行う場合の費用を補助対象としている。補助率については、新設及び災害復旧については10割補助、更新については、9割補助としている。また、施設の維持管理については、管理組合が行っていくとの説明がありました。

これに対し、大山地区以外に4ヶ所の水道未普及地域が残っている中、水道の本管から1キロメートルを超えるような地区もあり、今後、他地区から要望があった場合、かなりの予算を伴うことも想定され、現実的に無理があるのではないか。したがって、現在ある水源の活用も含め、飲料水の供給方法を考えるべきではないかとの意見に対し、タンクを設置し、定期的に水道水を運ぶという方法も考えられるため、他地区からの要望があった場合、水道局及び関係各課、そして地元と十分な協議を行い、その地区に応じた最適の方法を考えていきたいとの答弁がありました。

以上で、総務厚生委員会の審査報告を終わります。

【産業建設文教委員長報告】

産業建設文教委員会における審査の結果と経過の概要をご報告いたします。

今回、本委員会に付託を受けました案件は、議案6件であります。

審査の結果は、いずれも異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、議案第73号「令和5年度平戸市一般会計補正予算（第5号）」中、建設課所管の「自然災害防止事業」について、近年自然災害が激甚化している中で、今後も災害予防対策を強化していく必要があるが、危険度が高そうな箇所の予防対策についてはどのように考えているかとの質問に対し、災害予防対策に関しては、市および委託した業者が道路パトロールを行い、補修や早期対応が必要な箇所については対応を行っている。また、道路パトロールで把握できない箇所についても、地区要望が上がってきた次第、現地確認を行い適宜対応しているとの答弁がありました。

災害の予防は、市民の皆さんの生命財産に関わることでとても大事なことである。建設課においては常々各方面から情報収集しながら早急に対応されていると認識している。今後とも災害予防、早急な災害対応に向け、尽力してほしいとの意見がありました。

次に、議案第76号「令和5年度平戸市あづち大島いさりびの里事業特別会計補正予算（第1号）」について、観光庁の「宿泊施設の地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業」計画の採択を受け、あづち大島いさりびの里の研修室の一部および屋根・外壁を改修するための設計委託料が主なもので、客室を8部屋から11部屋に増やし収益を改善したいということだが、増やすことによってどのくらい収益改善が見込まれるのか、事業戦略のイメージを教えてくださいとの質問に対し、宿泊客が団体客から個人客にシフトしており、また、団体客でも個室を利用するケースが多く、これまでも個室が少ない事で宿泊を断わるケースもあり、利用者のニーズ

に合わせるため、個室の増室を検討している。客室を増やしたことによって単純に客室稼働率が増えるとは思っていないが、今後人口は減少し、仕事関係者や帰省客の宿泊客が少なくなってくると思われる中であって、まずは利用客数を増やすべく、観光関係(釣り客含む)での宿泊客の割合を現在の18%から4、5年のうちに30%までに上げたいと考えている。簡単ではないのは承知しているが、稼働率を現在の48.3%から少しでも上げ、収益の改善を図り、大島村神浦伝統的建造物群と連携した施設とするよう、指定管理者や観光協会等と協力し、誘客に向け一生懸命取り組んでいくとの答弁がありました。

また、この観光庁の事業は平戸にDMOができたことによって実施可能となったものであり、募集から計画採択までの期間が短く、採択後は早急に補助申請する必要があったことを考慮しても、計画が不十分であるように思われる。経営計画や事業計画についてしっかりとした計画は提示出来るのかとの質問に対し、今回計画している市内の民間施設を含めた計画が採択され、現在、各々の施設で補助金の申請を行っており、補助金決定が令和5年10月末になる予定である。決定された後の令和5年12月議会で詳細な内容を記載した計画書を示したいとの答弁がありました。

さらに、令和5年10月末に決定予定ということだが、決定されなかった場合はどのように考えているのかとの質問に対し、決定されず補助が付かない場合でも改修は必要である事から、将来的には改修工事を実施したいとの答弁がありました。

以上で、産業建設文教委員会の審査報告を終わります。